

防災・緊急情報

選んで探す

分類から探す

組織で探す

ホーム > 電子県庁・県政運営・県勢 > 地方分権・自治・外交 > 県議会・条例その他議案 > 神奈川県議会 > 神奈川県議会 令和3年第1回定例会で可決された意見書・決議

神奈川県議会 令和3年第1回定例会で可決された意見書・決議

神奈川県議会のホームページです

父母の離婚後の子育てに関する制度の改善を求める意見書

厚生労働省の「平成30年我が国の人口動態」によると、未成年の子どもがいる夫婦の離婚件数は、昭和40年代と比べて倍増しており、平成28年時点では、親が離婚をした未成年の子どもの数は約22万人となっている。

そのような子どもの利益を守る観点から、平成24年に民法が改正され、父母が協議上の離婚をする際に、協議で定めるべき子どもの監護に関する事項として、「父又は母と子との面会及びその他の交流」及び「子の監護に要する費用の分担」とともに、「子の監護について必要な事項は、その協議で定める。この場合においては、子の利益を最も優先して考慮しなければならない。」旨が明示された。

しかしながら、父母の離婚後の子どもの養育に関して、厚生労働省の「平成28年度全国ひとり親世帯等調査結果報告」では、養育費を受けている割合は母子世帯で約24%、面会交流のやり方を取り決めている割合は母子世帯で約24%、父子世帯で約27%にとどまっている。養育費の不払いは母子世帯の貧困の要因となり、また、面会交流を阻害することは、子どもの健全な成長の妨げとなりかねない。

さらに、我が国では単独親権制度を採用しており、親権の決定では、監護の継続性が重視されることから、親権取得のため、婚姻中に一方の親が子どもを連れ去って別居させ、その後の面会交流を拒絶してしまうことで、親権を強引に取得してしまうケースもある。

父母の離婚後における適正な養育費の支払い、面会交流の拡充及び親権制度に関して、諸外国で採用されている共同親権制度導入の可否等、子どもの養育の在り方については、関係省庁が参加する家族法研究会の場でも調査・検討されてきている。そして、本年2月には、法務大臣が法制審議会に、これらの諸課題に関連する制度の見直しを諮問したところである。

よって国会及び政府は、父母の離婚によって生じる諸課題を解消し、子どもが健全に成長できる環境を実現するために、父母の離婚後の子育てに関する諸施策を拡充されるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年3月25日

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣 } 殿
総務大臣
法務大臣
厚生労働大臣

神奈川県議会議長



メニュー

- 新着情報
- 議会の活動
- 県民参加
- 広報
- 議長・副議長
- 議員の紹介
- 議会の仕組み
- 日程
- インタビュー
- 会議録検索
- 議会基本情報
- 県議会個別ウェブサイト
- 議会局ウェブサイト

関連リンク

選挙管理委員会

このページに関するお問い合わせ先

議会局
[議会局 へのお問い合わせフォーム](#)
政策調査課調査・政策法制グループ

このページの所管所属は議会局 です。

- よくみらい
- 地方税お支払い
- パスポート
- 全公立展
- 医薬品登録
- 上下水道料法